

9月 人権コラム 「インターネットと人権」

最初に少し違うお話をします。

9月1日は「防災の日」です。10万人以上が犠牲となった100年前の関東大震災の教訓を忘れないように定められ、毎年防災訓練の実施や災害への備えが呼びかけられています。

ちょうど100年ということで、新聞やテレビで関東大震災の特集をしていたので見た人もいます。この震災では、「朝鮮人が井戸に毒を入れた」「略奪している集団がいる」などのデマを信じた人々が「よそ者」を排除しようと、朝鮮人や自分たちと違う方言を使う日本人などを殺害する事件が発生しました。

100年前はテレビもラジオもなく、現在の私たちが入手できる情報量とは大きな違いがありました。国の誤った指示があったこと、新聞・行政機関・警察などが機能不全に陥り正確な情報が入手できなかったこと、人々が不安から流言を信じたこと、これらの要因が積み重なったことが原因と言われています。



現代に生きる私たちは、この関東大震災の教訓を活かしているのでしょうか。

誤った情報や悪意のあるデマは今でもインターネットで拡散されています。関東大震災では上野動物園の猛獣が逃げたとの誤った情報が流れましたが、7年前の熊本地震では動物園のライオンが脱走したというフェイクニュースが流れて混乱しました。

インターネットは、簡単に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信することができるなど、とても便利な一方で、匿名で書き込みができたり、不特定多数に情報を伝えることができるため、活用方法によっては深刻な人権侵害となることがあります。

他人への誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーの無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上のいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的発言（いわゆるヘイトスピーチ）、部落差別に関する書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が発信されています。

また、インターネットで入手できる情報は、すべてが正しいとは限りません。誤った情報に惑わされないよう、情報の発信者がモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が

大切です。利用者もさまざまな情報に惑わされることなく、主体的に読み解く能力（メディアリテラシー）を高めることが求められています。

あなたの発信した情報が、知らず知らずのうちに誰かを傷つけているかもしれません。いったん掲載された情報は、発信者の意図に関わらず、さまざまところに拡散されてしまう可能性があり、完全に削除することも困難です。発信しようとしている情報が本当に発信してよいものなのか、情報を発信する前にもう一度確認しましょう。

インターネット上の人権侵害の被害に遭ったら、人権侵害をしてしまったら、ひとりで悩まず、相談窓口にご相談してください。

○みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

0570-003-110（平日8時30分～17時15分）

○子どもの人権110番（子どもの人権に関する専用相談ダイヤル）

0120-007-110（平日8時30分～17時15分）

○女性の人権ホットライン（女性をめぐる様々な人権問題についての専用相談ダイヤル）

0570-070-810（平日8時30分～17時15分）

○檀原市人権政策課

0744-21-1090（平日8時30分～17時15分）

○人権擁護委員による人権相談

0744-21-2350（第1・第3金曜日、第3土曜日13時～16時）

